

按分手法について（案）

1. 必要性

調査対象施設・事業所において複数のサービスを提供している場合、保有する資産等を複数のサービスで共用していることが考えられることから、固定資産等を抽出する上で、調査対象サービス以外での使用についても考慮する必要がある。

2. 対応方法

平成13年3月28日付老振発第18号通知「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」において、介護サービス施設・事業所における会計処理の方法等を示している。そのうち、「減価償却費」及び「経費」の按分方法は以下のとおりとなっており、本調査でもその手法を採用する。

具体的には、調査票において、建物の延べ床面積及び調査対象施設・事業所が提供する全てのサービスの延べ利用者数を把握し、建物については延べ床面積割合、介護用機器等については延べ利用者数割合によって按分することにより、調査対象サービスにかかる資産の取得価額等を算出することとする。

（参考）「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（抜粋）

減価償却費	・建物減価償却費 ・建物附属設備減価償却費 ・構築物減価償却費	建物床面積割合により区分。 （困難な場合は、延利用者数割合により按分）
	医療用器械備品減価償却費	使用高割合により区分。 （困難な場合は、延利用者数割合により按分）
	車両船舶減価償却費	使用高割合により区分。 （困難な場合は、延利用者数割合により按分）
	その他の器械備品減価償却費	使用高割合により区分。 （困難な場合は、延利用者数割合により按分）
	その他の有形固定資産減価償却費	延利用者数割合により按分。
経費	・賃借料 ・地代家賃等	賃貸物件特にリース物件については、その物件の使用割合により区分。 （困難な場合は、建物床面積割合により按分）